

第四十六回国 参議院法務委員会會議録第二十四号

昭和三十九年五月十九日(火曜日)

午前十一時十二分開会

委員の異動

五月十五日

五月十八日

五月十九日

辞任

坪山 徳弥君

鈴木 一司君

迫水 久常君

宮澤 喜一君

須藤 五郎君

委員

理事

政府委員

法務省刑事局長

竹内 壽平君

山高しげり君

野田 俊作君

野上 進君

高橋 衛君

事務局側 常任委員 西村 高兄君 会専門員 伊藤 栄樹君

説明員 法務省刑事 局参事官 伊藤 栄樹君

本日の会議に付した案件

○鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君発議)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日、須藤五郎君、坪山徳弥君、鈴木一司君が辞任され、その補欠として野坂参三君、青木一男君、栗原祐幸君がそれぞれ選任されました。また、本日、迫水久常君、宮澤喜一君が辞任され、その補欠として野上進君、野田俊作君が選任されました。

○委員長(中山福藏君) 本日は、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案、商法の一部を改正する法律案、逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案、刑法の一部を改正する法律案等

の法律案、刑法の一部を改正する法律案及び暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案、以上五件を便宜一括して議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 現在の逃亡犯罪人引渡法が昭和二十八年に成立したときに、何か衆議院で修正されたというのですが、どこが修正されたわけですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 修正はございません。

○稲葉誠一君 おかしいですよ。あなたのところの辻辰三郎氏が書いていますですよ。「逃亡犯罪人引渡法逐条解説」で、同法案は第十六特別国会に提出され、「衆議院において一部修正の上、去る七月一七日国会を通過し、同二日逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六八号)として公布され、翌二日から施行されたのである。」と、こう言っていますよ。ちょっと調べてくれませんか。

○説明員(伊藤栄樹君) その書かれましたものがどういふものであるかよく存じませんが、その書かれましたものをあとで拝見いたしました。研究したいと思っております。

○稲葉誠一君 あとで拝見するんじゃないか。「警察研究」の第二十四巻第十号、昭和二十八年十月十日発行のものですよ。これは前の国会で、まああなたはおられなかったでしょうけれど、どこがどういふふうな修正されたのか——ちゃんとこれは辻君が書かれたのじゃないですか。総務課長になる前にですね、二十八年ですから。はっきり書いていますよ。

たのじゃないですか。総務課長になる前にですね、二十八年ですから。はっきり書いていますよ。

○説明員(伊藤栄樹君) 私も今度の改正法案をつくります際に検討しました限りでは気づいておりませんので、なお確認してみます。かりに修正があったとしたとしても、字句の修正であるうと思えます。なお確認してみます。

○稲葉誠一君 そうすると、現在の場合は、アメリカとの間に条約があるんだと。すると、条約のない国との間はどうなんですか。一つの国際法上の原則としてあるわけですが、引き渡すかどうかということとは、国家の義務としてはないわけですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 条約の存在しませんが、引渡要求に応ずるかどうかということとは、現在まだ国際慣習法の段階にまでなっていないように思われます。したがって、引き渡すかどうかは、請求を受けた国のもっぱら裁量に属することとされておると思っています。

○稲葉誠一君 そうすると、その場合、まあ国際慣習法というか国際法上の慣習として認められたのじゃないかと言っているけれども、憲法第九十八條二項との関連はどうなんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 九十八條第二項は、「確立された国際法規」ということが使われているわけですが、現段階では、条約に基づかない引き渡しを行なうことが確立された国際法規であると断定するのは若干疑問があるうかと、かように考えております。

○稲葉誠一君 いまの辻君のあれを見ると、やはり辻君は、「この国際法上の確立された原則は、憲法第九十八條第二項にいう「確立された国際法規」といふものであると、云々と、こうははっきり言っていますよ。……もうちょっと待ってください。そういうふうな言っているんですね。これは辻君個人の見解だと言われればそうかもしれぬけれども、少なくとも公の書物にはっきりこういふふうな書いてあって、おそろく辻君はその当時の立案に当たっておるのじゃないですか、総務課かどこかにおいて、あるいは刑事課かどこか知りませんが、そういうふうな見解が法務省で違うのはおかしいじゃないですか。これは憲法の解釈の問題だと言ってしまうとそれまでもかもしませんが、どうもそこら辺が食い違っているのじゃありませんか。

○説明員(伊藤栄樹君) いま御指摘の辻辰三郎氏は、当時刑事局の総務課におりまして逃亡犯罪人引渡法の企画立案に一部関係されたように私も承知しております。当時の考え方として、条約の存在しない場合における世界的な引き渡しについての慣行についての調査の手段がある程度限られておりましたこと、それからこういふ問題に関する諸外国の学説等の検討も倉皇の間で十分に尽くせなかつた事情もあるのではないかと考えますが、そう

第三部 法務委員会會議録第二十四号 昭和三十九年五月十九日【参議院】

いったいさきつがあつたか存じませんけれども、辻さんは個人としては九十八条二項の「確立された国際法規」に当たらないかというふうな考えをお持ちです。法務省としては必ずしもそういう考えでつたわけではないわけでございます。

○稲葉誠一君 私は辻さんは個人的に知っておりますけれども、当時の立案者じゃないですか。立案者の一人であるかどうかは別として、少なくとも立案者としてこの人がはつきりさういふふうに言っているし、それから一八八〇年のオックスフォードにおける万国国際法学会においてもいろいろ決議がされており、学説もこれを認めておるんだというふうなことを言つてホーレックの「国際法」なんか引用しているし、いろいろ詳しく書いてあるんですよ。それで、私質問を続けるかどうか——実はきのう国会図書館に逃亡犯罪人に対するいろいろの研究なりそれから前の国会における議事録ですね、それを出してくれということをやつて、けさ私のところに届いたんですよ。たくさんあつて、まだ読んでいないんです。辻さんの論文もここにきて読んでいただくと、十分まだ私あれしていませんが、これに基づいたもので聞きますから、あなたのほうも読んできからにしてくれませんか。

○委員長(中山福藏君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(中山福藏君) 速記をつけ。

○稲葉誠一君 犯罪人引渡条約と国内法とが抵触する場合というのは考えら

れぬですか。  
○説明員(伊藤栄樹君) いまのお尋ねについて御説明申し上げます前に、先ほどの問題でございますが、問題のポイントは、国際法とどういふものをどう考えるかというところと存じます。私も「警察研究」の何巻何号というのを御指摘いただきました、そのものを読んだことはいまありません、まだほかにも辻さんの考え方を書いたものがございますから、もちろんそういうものは検討しております。問題は、国際法とどういふ概念の考え方でございませう。現在逃亡犯罪人引渡条約なしでも行なうということ、国際法の域までは達しようというふうに見られておるわけでございますし、先ほど御指摘の万国国際法学会の決議とかホーレックの論文なども内容はそういうことを言つておるわけでございます。国際法と申しますのは、申し上げるまでもございませんが、国家が便益あるいは友好の観点から取り計らいを行なう、そういういたしきたりを言うわけでございますが、したがういまして、裁量に属するとは言ふものの、その国際法に從つて行ないません場合には道義的な非難を受けるという性質のものであると存じます。こういうものを憲法九十八条二項にいう「確立された国際法規」と言えるかどうかという点については、現行法制定当時から等々いろいろ議論があつたわけでございます。それをどういふふうに見るかというのを法務省としてあらためまして、今度の改正法案を提出する際に外務省ともお打ち合わせいたしまして確

認いたしましたところ、まだ九十八条二項の「確立された国際法規」と言うために必要な程度のいわゆる国際慣習法性を備えるに至っているかどうかについてはなお疑義があるのではなからうかというところで、一応この九十八条二項の「確立された国際法規」に当たらないか、こういうふうなことになるわけでございます。

それからただいまお尋ねの点でございますが、犯罪人引渡条約と現行国内法とが抵触することがあるかどうかというお尋ねでございますが、条約を締結いたしましたして、御指摘の憲法九十八条二項でこれを順守すべき義務を日本国が負うわけでございます、その順守に必要な国内法を整備するということが当然義務的となるわけでございます。したがういまして、将来条約を結ぶ場合には、常に条約の批准と同時に現行法をその条約の実施の必要に応じ得るよう修正するということと並行してやるべきだと、かように考えております。

○稲葉誠一君 あとのほうは、あなたのお言われるとおりこれは常識で、その場合に条約が優先するということも当然のこと、あえて聞くほどのこともないんですが、いま言った憲法第九十八条二項にいう「確立された国際法規」といふ得るといふことを辻氏が言つておつて、その結果として、「わが国においても引渡条約の締結されていない国に対して逃亡犯罪人の引渡をするのは合法であるといわなければならぬ」と、そこへ論理を持っていつておるわけですね。だから、ぼくは、引渡条約がない国に引き渡すには

単なる自由裁量ということではなくて合法裁量ということを引っぱり出すために憲法九十八条二項の「確立された国際法規」といふふうにして持たせておるような感じを受けるんですが、この点は御本人に確かめたわけではありませんが、いづれにしてもそういうことをはっきり書いておられます。その当時、あなたに言われれば辻氏の個人的な意見だと言われるかもしれませんが、国会の中でもあるいはそういう答弁をされておるかもしれませぬ。これは議事録を部屋に持ってきて確かめておられませんけれども、そうすると、いまの場合というか、今度の改正のときにも、外務省との間でこの問題は討議されたんですか。どういふふう

に討議されたというんですか。  
○政府委員(竹内壽平君) この問題は、条約の締結されていない場合の引き渡しの問題は、相互主義とか、その相互主義を裏つておられます国際法とか国際協力とかいふふうな外交の基調になつておるいろいろな原則、こういうものを踏まえて処理をするということになるわけですが、それを憲法の九十八条二項にすぐ持つていつて処置をするというのはいか、あるいはそこまでは学問的に確認できないとしても、いまの諸原則を承認するということはいまはもう当然のこと、これは国際慣行と見ていいのじゃないかということ、その国際慣行からさらに一歩進んで国際慣習法という点にまでその慣行を見るかどうかという点につきましては議論があると思つておるわけですが、この前も御説明申しましたあの例のスイスとの事件につきまして、外務省当局ともよくそ

の問題を詰めて議論いたしました結果、伊藤参事官が答え申し上げましたようなラインで統一解釈といひますか。そういう見解の統一をはかりまして、さうしてこの立案になつておるわけでございます、当時あるいは辻君が書物に書いておられますような考え方が政府部内に支配的であつたかもしれません。その点は私もまことに不勉強で申しわけないのですが確認をいたしておりませぬが、いまの私どもの立場といたしましては、伊藤君が申しておられますような考え方に立つております。

○稲葉誠一君 憲法三十三條以下の規定はもろろん刑事手続に関する規定ですね。それとこの逃亡犯罪人引き渡しに関する手続とはどういふふうに関連があるわけですか。  
○説明員(伊藤栄樹君) ただいま御指摘のように、三十三條以下の規定はもろろん刑事手続についての規定といふふうには理解されておりますので、それがそのまま逃亡犯罪人の引き渡し手続に適用があるというふうには解せられないわけでございますが、やはりわが国内で身柄の拘束をいたしましたりあるいは引き渡しという強制手段を講ずるわけでございますから、この精神ののちつて、準じて、令状主義をとるとか、さういつた手続を裁判所の審査にかからしめるとか、さういふ配慮が必要であらうというふうな考えられるわけでございます。

○稲葉誠一君 逃亡犯罪人の身柄を拘禁する場合には、これは裁判官の何にやるのですか。何によつて拘禁するわけですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 拘禁許可状あ



○稲葉誠一君 そうなっていると、よくまだあとのことを研究しておりませんか。裁判所と法務省という法務大臣との間の権限というか、それが裁判所が一体どういう役割りを果たすのか、司法権独立の関係でどういふふうになるのかよと私もいろいろ疑問があるんですが、これはあとで裁判所の審査規則みたいなものがありませぬ、それをよく研究しないとわかりませぬから、これをよく研究したいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) それは本法の関知しないところでございまして、引き渡しを請求した場合に相手国が引き渡すかどうかをきめます場合には、その相手国の国内法である逃亡犯罪人引渡法によって決するわけでございます。

○稲葉誠一君 ですから、その場合に、条約ができておれば、お互い相互の義務権利関係でそれは問題ないわけですね。日本からの引き渡しの請求というのは、日本の国内法としては関係がないんだ、相手国の法律によって決定されるんだ、こういうわけですね。そうすると、日本からアメリカに対するいろいろの請求は、特にアメリカの日本にいてる軍人だとかあるいは一般市民が日本で犯罪を犯してアメリカへ帰っちゃった。捜査中に帰っておる場合もあるし、あるいは帰ってから発覚した場合もあるし、そういうふうな

○政府委員(竹内壽平君) 原則論を申し上げますと、この犯罪人引渡法は一種の市民法でございますから、一般人についての取りきめでございます。それから駐留軍人の取り扱いにつきましては、これは地位協定に基づきまして特別な取りきめによって処理されるということになっておりまして、駐留軍人が日本で犯罪を犯して本国へ行くという場合には、この条約によって引き渡しを求めるといふわけで、特別な取りきめによる引き渡しを求めることができるといふ見方になります。これは引渡条約よりも見方によりましては、もっと強力な取りきめになっていようには私は理解いたしております。

○稲葉誠一君 軍人の場合に、軍人であつても公務外に犯した場合に一般市民と同じように犯罪人引渡条約に拘束されるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは公務外の行為でございまして、身分が軍人ということでありませぬ場合には、引渡条約によらないで、地位協定に基づき取りきめによって引き渡しを求めるといふことになるといふことと思ひます。

○稲葉誠一君 この地位協定というのは、どういふふうなあれですか、何月何日のどういふ協定ですか。いままですれに基づいて引き渡しを請求したことがあるんですか、具体的に。あつたんですか、その結果はどうなつてい

○政府委員(竹内壽平君) 協定によつてその協定の効力として請求をし引き渡しを受けたということに広い意味ではなるかと思ひますが、こちらから必要だということでも要求をいたしました場合には、軍の機関でございまして、軍の命令でアメリカへ行つた者を再び日本に配置がえをいたしました。そうして引き渡しを受けたという実例はございませぬ。しかし、地位協定によつて正式に請求をするという場合には、向こうが配置がえ等の手続をとらない場合に起こるわけでございますが、そういうのはいまままでの実例としてはございませぬ。向こうへ帰りましたから軍籍を離れてしまいました場合には、向こうとしては配置命令をするといふことはできなかりませぬので、その場合にはどういふふうな処置するかという問題が一つございませぬけれども、そういう実例はいままではございません。

あつても公務外に犯した場合に一般市民と同じように犯罪人引渡条約に拘束されるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは公務外の行為でございまして、身分が軍人ということでありませぬ場合には、引渡条約によらないで、地位協定に基づき取りきめによって引き渡しを求めるといふことになるといふことと思ひます。

○稲葉誠一君 この地位協定というのは、どういふふうなあれですか、何月何日のどういふ協定ですか。いままですれに基づいて引き渡しを請求したことがあるんですか、具体的に。あつたんですか、その結果はどうなつてい

○政府委員(竹内壽平君) 協定によつてその協定の効力として請求をし引き渡しを受けたということに広い意味ではなるかと思ひますが、こちらから必要だということでも要求をいたしました場合には、軍の機関でございまして、軍の命令でアメリカへ行つた者を再び日本に配置がえをいたしました。そうして引き渡しを受けたという実例はございませぬ。しかし、地位協定によつて正式に請求をするという場合には、向こうが配置がえ等の手続をとらない場合に起こるわけでございますが、そういうのはいまままでの実例としてはございませぬ。向こうへ帰りましたから軍籍を離れてしまいました場合には、向こうとしては配置命令をするといふことはできなかりませぬので、その場合にはどういふふうな処置するかという問題が一つございませぬけれども、そういう実例はいままではございません。

○稲葉誠一君 いままの問題は、逃亡犯罪人引渡法の改正に直接の関連ではないといふふうにも考えられますから、これは別の機会にして、その節度は守りますが、いずれにしても、具体的にどういふふうな例がいつどのようになつてあつたのかというふうな点は、いづれ資料としてよく整理しておいていただきたいと思ひます。これは大きな問題になると思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 現行の引渡法二条第七号に「逃亡犯罪人が日本国民であるとき」は引き渡さない、こういうことになっておりまして、改正案によりましては、条文が繰り下げになつておりまして、それに相当する条文は九号になつております。

○稲葉誠一君 いままの改正案でいう第二号の九号ですね、「逃亡犯罪人が日本国民であるとき」といふと、外国で犯罪を犯して日本へ逃げてきた、外国から引き渡し請求があつた、その場合には、原則として引き渡さないでいいということなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) そういう意味でございまして、これはやはり先ほど申しました一つの国際慣行といひますか、そういうふうに見られておる原則でございませぬ。

○稲葉誠一君 私が第二号を読んで率直に感じましたのは、これは「引き渡しに関する制限」となつていて、「左の各号の一に該当する場合には、逃亡

○政府委員(竹内壽平君) この法律は、もともと国際協力、国際正義を實現していくということについての友好国間の相互協力というところを基調にした法律でございまして、引き渡すのが原則であります。しかしながら、引き渡すのが原則であります。二条の各号に該当するような場合には引き渡しはできない。これは国際慣行として引き渡さなくても友好関係を阻害しないという国際慣行が成り立つておると、こう見ていい事由だと、かように理解しております。原則、例外の関係は、引き渡すのが原則であつて、断わるのが例外である、こういうふうな考へております。

○稲葉誠一君 第二号の書き方から見れば、「左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない」といふんで、その反面解釈から言へば、これはいままの局長の言われたようになるわけですね。

自国民不引き渡しの原則というものを非常に強く主張し、それが行なわれるといふことになれば、逃亡犯罪人引き渡しというものは全く意味がなくなつてしまふものはないですか、それが強く行なわれれば、そこはどうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは強く行なわれれば、私は思ふのでござい

○稲葉誠一君 第二号の書き方から見れば、「左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない」といふんで、その反面解釈から言へば、これはいままの局長の言われたようになるわけですね。

自国民不引き渡しの原則というものを非常に強く主張し、それが行なわれるといふことになれば、逃亡犯罪人引き渡しというものは全く意味がなくなつてしまふものはないですか、それが強く行なわれれば、そこはどうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは強く行なわれれば、私は思ふのでござい

ます。しかし、それは行なわれずけれども、自国民ならば犯罪人でありましてもこれを保護して知らぬふりをすると、この趣旨ではないわけでありませぬ。自国民の場合には、自国の法律で処罰できる場合かできない場合か、もし処罰ができるものならば、処罰をしたという事で、相手方へ自分のほうは処罰をしたから送らないというようなことの事後処理の手續が規定してあるのが普通でございまして、現にヨーロッパ条約などを見ますと、そういう規定も条約の中に書いてございませぬ。

○稲葉誠一君 この前、この点に關連して、局長だったか、属地主義というやうなことを言われましたね。属地主義と属人主義というのがある、属人主義と属地主義と、国籍の問題なんかにも出てきますけれども、自国民不引き渡しの原則と属地主義とは一体どういふ關係があるのですか。何か属地主義だから自国民不引き渡しの原則が非常に強くなるとか弱くなるとかいうように言うのか、その点がはつきりしませんかね。

○政府委員(竹内壽平君) 直接には關係が私はあるとも思いませんのでございませぬが、ただ、自国民を保護する結果、自国で自国民を処罰することができない場合があり得るわけです、属地主義をとっております国におきましては、そこで、アメリカ、イギリス等の英法系の諸国では非常に属地主義をとっております。したがって、処罰ができませんという場合があります。自国民でありましては引き渡しを考慮しておるわけにございまして、それに反して属人主義をとっております国では、国外犯というやうな考え方がござ

いまして、自国でも処罰できるという道が開かれておりますので、引き渡さなくても自分の国で処罰をしていくということができるわけにございませぬ。そういうことで、属人主義、属地主義をとるかどうかによつて自国民のある程度引き渡していかざるを得ない国も出てくる、そのことを申ししたわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 ちょっと私のほうは理解が足りないかとも思うんですが、属地主義をとっておりますという、犯罪人が自分の国に來れば自分の国に属しているのだからというので不引き渡しの原則が強く出てくるということなんです。したがって、それによつてまた自分の国ではその人を処罰するかしないかということの裁量の幅も非常に大きいのだ、こういうことなんですか。どうもよくわからないのですが、からみ合ひというものが。

○説明員(伊藤榮樹君) その点は、局長の申し上げました点を補足してちょっと御説明いたしますが、わが國をばじめといたしますといゆる大陸法系の刑法を持っております国では、たとえ日本の刑法の第三条にもございませぬように、日本国民が外国で犯罪を犯しましたも、ある程度重いものでもございませぬと、日本へ戻ってきたときに日本の刑法で処罰するわけにございませぬ。ところが、英米法系の國の一部では属地主義をとっております。その属地主義と申しますのは、アメリカからアメリカの國內で重い犯罪だけを処罰するということになっておりますから、アメリカ人がヨーロッパへ参りましてそこで犯罪を犯しましてアメリカへ戻つて参りまして、相當な重要な

犯罪でも処罰ができないということになるわけにございませぬ。そこで、逃亡犯罪人を引き渡すということが行なわれます一つのバック・グラウンドとして、犯罪人を免れしめないという思想があるわけにございませぬ。その思想といまの属地主義とをからみ合わせて見ますと、自国民を保護することはよろしいのですが、保護するかわりに凶悪犯人でございませぬも処罰ができないという結果になるわけにございませぬ。したがって、そのような場合に、自国民であつても裁判できる國から引き渡せという請求があれば引き渡してそこで処罰してもらおうという考え方が英米法系の一部の國にあるわけにございませぬ。

○稲葉誠一君 英米法系の一部の國にあるというのはどういう意味なんですか。ことばじりをとらえて恐縮ですが。

○説明員(伊藤榮樹君) 英米法系の國と申しますと、東南アジアにも相當あるわけにございませぬ。たとえばインドでございませぬとかいろいろあるわけにございませぬ。一部と申しましたのは、なるべく正確を期そうと思ひましてそういうものは除外する意味で申したのでもございませぬ、具体的にはアメリカとイギリスでございませぬ。

で、日本の刑法と刑事訴訟法との間に何かギャップがあるのじやないですか。そこところはどうかなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) この点は、一般抽象的に申しますと、刑訴と刑法は車の兩輪のやうなものでございませぬから、同じシステムの上に立っているほうがいいというふうに言われるのでございませぬけれども、諸外國の法律を継受してある國としましては、これは英米法の法律ならば全部が英米法だといふのは必ずしもないのであつて、日本のような場合は独特な國だといふのはございませぬで、大体大陸法の実体法を持つておつて手続法は英米法的な手続だといふ國もほかにございませぬし、そのまた逆の場合もあるかと思ひませぬが、本来これは一致しなければならぬ性質のものではなくて、特に、犯罪人を——外國で犯した日本人、この犯罪人を日本へ帰つてきた場合に処罰するかどうかという属地主義、属人主義の考え方というものは、やはりその國の歴史のなものを無視してきめるわけにはいかならぬと思ひませぬ。

○稲葉誠一君 日本の刑法が大陸法系だと。これはそのとおりだと思ひませぬ。刑事訴訟法は英米法系をとつているのじやないですか。刑事訴訟法が英米法系をとつておれば、当然刑法なら刑法といふものもそれにマッチする形をとるとか、あるいは実体法が大陸法ならば手続法も大陸法をとらなければおかしいとか、そこら辺のことがあるの

ませぬけれども、そういうことはドイツにおいてもあり得ることなんです。そのことをもつて両者が一致しないからおかしいというふうにもすぐは言えないと思つておられます。

○稲葉誠一君 私は英米法がいいとか大陸法がいいとか言つておられるわけではないんですが、刑法改正案が出ておられるところの属人主義といふものに対して、いろいろの屬人主義といふものがあるに對する批判、検討といふものがなされておるんですか、刑法改正の準備草案で。

○政府委員(竹内壽平君) これは準備草案の段階におきましては十分論議をいたして、大体法律感情といふものは無視できないといふ考え方から、属人主義、属地主義、こういうものの妥協したやうな現行法のラインで大体固まつておられますし、現在行なわれております法制審議会の第一小委員会におきましてこの問題を取り上げておられますので、やはり大体その線で議論が進められておるやうに承知いたしております。

○稲葉誠一君 そうすると、刑法の第三条といふのは、これはあれですか、変わるというんですか。変わる可能性はあるというわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 中の条文をどの程度のものに國外犯とするかといふことについてのこまかい点は多少変化があるかもしれませぬが、大筋といつたしましては変わらないと思つておられます。

○稲葉誠一君 いま言つた刑法の第三条の、國民の國外犯ですね、この規定がずつとあるわけですが、これと、引渡法の第二条にある、改正でいくと三

号、四号ですか、との関係はどうなっているのですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 刑法第三十二条、逃亡犯罪人引渡法の今度の改正案の新しい二条三号、四号とは、直接関係はございません。

○稲葉誠一君 そのすると、たとえば四号のほうを先にお聞きしますが、これは日本の国内における犯罪なんですから、それが「当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき」ということは、「あたるもの」であるときには引き渡すのだと、こういうことになるわけですね、裏から読むというところ。これは一体どういう基準であれしておるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) この四号は、条約がございますと、その中身につきましては条約で規定するわけでございますが、条約がない場合には、相互主義によって引き渡すかどうかをきめるわけでございますが、相互主義でやります場合には、やはり引き渡す犯罪の大体の基準を規定しておく必要があるというので規定したのでございまして、ここに掲げております「死刑又は無期若しくは長期三年以上」というのは、刑事訴訟法の中でもやはり用語がなじみになっておるわけですが、これはいわゆる重い罪という一つの基準で書かれております。そこで、軽い罪については引き渡さない、しかし重い罪については引き渡さざるを得ないということ、もしその罪が日本で裁判をしたとすればこれらの重い罪に該当するものであるという場合に、相互主義による引き渡しの場合に考慮すべ

き犯罪、こういう犯罪の基準をここに掲げたわけでございます。つまり、重い罪という基準として掲げたわけでございます。

○稲葉誠一君 三号と四号とは両方なくちゃいけないんですか。一方四号だけではいけないんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 諸外国の立法例を見ますと、少数ではございますが、いま御指摘の四号に当たる規定だけしか置いていない国もあるわけでございます。しかし、考えてみますと、わが国では相当重い刑をもって臨む罪でありまして、引き取るうとするいわゆる請求国の法令ではたいへん軽い罪であるというふうなことになるわけと、そういう軽い罪のためにわざわざ引き渡すということ、その当該逃亡犯罪人の人権保障との問題とかかね合

いの問題が起こってまいりますので、その調和点をどこに設けるかということ、大多数の立法例も双方の国で一定以上の刑に当たるものであることという条件を要件にしておるわけでございます。

○稲葉誠一君 日本では重くて外国では軽いと、同じ行為がね。そういうふうなものか——一般犯罪ですよ。これはまあ政治犯罪とかなんとかの場合は別だと思えます。特別なわけですか。一般犯罪でそんなものはあるんですか。あったら教えてくださいませんか。

○説明員(伊藤栄樹君) わが国で重くて請求国で軽いと……

○稲葉誠一君 その逆のやつもあるんですね。

○説明員(伊藤栄樹君) というのは、わが国の刑罰が一般的にその重くございませぬので、特別な日本国の特許事

情に基づいて認められます罪以外にはあまり見当たりにせん。わずかに見当たりますのは、たとえば関税法違反の一部のように、他の国では非常に軽かったり、また罪とならなかつたりする場合がございまして。

逆の場合はしばしば考えられるわけでございます。たとえば一例をあげますと、スパイ罪というふうなものも考えてみますと、他の国では相当重い罪で処罰されますのに、わが国では罪とならないというふうなことがございまして。かりに当該逃亡犯罪人が公務員であったといたしまして国家公務員法違反ということになりますと、四号に該当しない低い刑の罪だということになるわけ、相当いろいろな罪種にわたって例は考え得ると、かように考えております。

○稲葉誠一君 四号で「引渡犯罪に係る行為が日本国内において行なわれた」とした場合において「云々」と、こうあります。これはもちろん法定刑を言っているのだと思えますけれども、何と何がこれに当てはまるんですか。一覧表を出してくださいよ、何と何が当てはまるのか。

○説明員(伊藤栄樹君) どういう罪名のものが当てはまるかという点につきましては、私どもで一応まとめたものがございますけれども、たいへん膨大なものでございまして、各種特別法にまたがってまいります。時々刻々国会がございまして法の改正があつていろいろ追加されたりしておりますので、若干の時間を拝借いたしませんと確かな資料は作成するのが困難ではないかと思えます。一応私ども刑事局におきまして罰則の全体について通観い

たしておりますから、調べてはございませぬ、それをまとめるということに技術的な若干の日時を要すると、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 それは今度の国会中に成立したものは除いてけっこうです。先国会までということではないと、それはなかなかまとめるといつても無理です。まあ特別法の場合は特殊なものがありますから、特別法全部あれしといても無理ですから、特にこういふような逃亡犯罪人に関連して起きるといふか関係すると思われる犯罪がございませぬ、特別法でも。たとえば関税法であるとか為替法とかそういうのが多いんじゃないですか、わりあいに。逃亡犯罪人引渡法に関連して起きると考えられる特別法とはどんなものがあるわけですか。これは正確にこれとこれだというわけにはいきませんでしょうけれども。

○説明員(伊藤栄樹君) 考えられますのは、いま御指摘の関税法とか外国為替管理法は、わが国では罪となりまして、外国では罪となりませぬ。たとえば日本へ密輸入する罪というのは、アメリカでは処罰の対象になりませぬ。そういう意味におきまして、逃亡犯罪人引き渡しにかかってくる場合といたしましては比較的小さいのではないかと思えます。特別法で考えられますのは、たとえば麻薬取締法というふうなものであつて存じます。

先ほどの御要望の点でございますが、刑法あるいは準刑法、それに麻薬取締法、この程度でございまして、比較的簡単に出来るのではないかと思

○稲葉誠一君 それは当然できているじゃないですか。ある程度の調べで、あなたのほうでできておるものでけっこうですよ。この次に出していただきたい。

いま言われた密輸入の場合なんかは、アメリカから日本に入ってくるときはアメリカでは犯罪にならないんですか。アメリカから日本に密輸入するときに、アメリカとしては犯罪にならないんですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 日本へ密輸入したということは、日本の法律ではじめて罪になることであつて、アメリカでは罪にならないと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○稲葉誠一君 密輸入ですか、密出国の話ですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 関税法でございませぬ、密輸入でございませぬ。

○稲葉誠一君 ちょっと前に戻つて恐縮ですけれども、第一条で「犯罪人」といふの定義はどういうふうにするわけですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 第一条で申します「犯罪人」は、特に定義規定を置いておりませぬので、一般常識的な意味における犯罪人、犯罪を犯した者という程度の意味でございませぬ。

○稲葉誠一君 しかし、この場合は「引渡犯罪」の定義がございましておるのじゃないですか。引渡犯罪を犯した犯罪人ということになるのじゃないですか。それより広い範囲ですか。

○説明員(伊藤栄樹君) ここで定義をしておりますのは「逃亡犯罪人」というものを定義しておるわけでございます。犯罪人というのとは非常に広い概念で、そのうち引き渡し請求がなされた

ものが逃亡犯罪人ということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 逃亡犯罪人というのは、引き渡し請求があった犯罪人が逃亡犯罪人だ。だから、犯罪人よりも概念としては狭いわけですね。これはあたりまえなわけですが。

○説明員(伊藤栄樹君) 刑法では犯罪人ということばは使っておりませんが、「罪ヲ犯シタル者」というような言い方をしておるわけでございます。しかし、国際社会で一般的に犯罪人という概念がございますので、それをそのまま使っておるわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 それなら、犯罪人というものの定義があるのじゃないですか。犯罪人とはどういう定義かということをお聞いしておるわけですが、その定義があるのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 一般的に定義をいたしますと、ある国の法律に違反して罪を科せられるべき者ということになると存しますが、この法律におきましては、「逃亡犯罪人」というものを「引渡犯罪人」という請求の刑事に関する手続が行なわれた者」というふうな定義をいたしますれば、自後は、「逃亡犯罪人」ということで受けて規定してまいりますので、犯罪人そのものを特に定義をする必要はないというところと存じます。

○稲葉誠一君 逃亡犯罪人というのは犯罪人よりも狭い範囲の概念になるわけですね。それはやっぱり犯罪人という概念を受けてこなければ逃亡犯罪人というものは出てこないと思うので、犯罪人とは何であるかということはやっぱ日本の刑法上はつきりしておるのじゃないですか。そうでないとはつきりしないのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) これはわが国の刑法で定められた罪を犯した者であるかどうかという点に關係なく、要するに世界じゅうのどこかの地域でどこかの法律に違反する行為をした、いわゆる犯罪を犯した者というところでございます。第一条の三項にもございまして、「請求国からの犯罪人の引渡し請求において」云々という概念は、あらためて定義をするまでもなく、諸外国あるいは国内法において通用する概念でございます。特に犯罪人というものが何であるかということをお聞いする必要があるのじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 私の聞いておるのは、犯罪人というものの定義というよりも、むしろ犯罪人の要件というものが各国において違ふのじゃないかということをお聞いするわけですか。ここにいうところの第一条の第三項ですか、「引渡犯罪人」とは、請求国からの犯罪人の引渡し請求において「云々」というのだけれども、そうすると、これは、官憲の発する令状なら令状によって逮捕された者とか、逮捕状を執行されたけれども逃げた者とか、逮捕状が出ておるとか、そういうふうなものをお聞いするわけですか、あるいは、それ以前のものであつても犯罪人という言葉の中に入れておるとか、時期的な連関の中でどこで犯罪人というものを断ち切っておるのかということですね。

○説明員(伊藤栄樹君) 御趣旨がわかりましたが、犯罪人と申しますと、その罪を現に行なつたときから刑の執行を受けて終わるまで、さらに終わつてもからもうそういう概念が考えられ得るかわかりませんが、広い概念でございます。また、逃亡犯罪人と申しますと、四項にございまして、「請求国の刑事に関する手続が行なわれた者」ということになりまして、いま御指摘の中、逮捕状が出たとか、あるいは公判中に逃亡したとか、そういうものに限られてくるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると刑事に関する手続というのはどこから始まるのですか。どこから刑事に関する手続として認めるわけなんですか。日本の場合はどうなんですか。各国の場合は、いろいろあるけれども、たとえばアメリカの場合はどうなつておるんですか。いろいろあるんじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 日本の場合を例にとつてみますと、いやしくも外国に引き渡しの請求をするわけでございますから、身柄を引き取るだけの法的根拠がなければいけないわけですが、そういう意味におきまして、令状が出ておる——逮捕状が出ておる、あるいは拘留状が出ておる、あるいは公判中に逃亡したために取監状が出ておる、あるいは刑の執行中に逃亡したためにやはり取監状が出ておる、そういうものになるかと存じます。

○稲葉誠一君 そうすると、単に犯罪の容疑というかそういう段階のものが日本へ逃げてきたという場合には、これには当たらないわけですか。——そういう意味ですね。

○説明員(伊藤栄樹君) お答えいたしますが、一条三項で申します「引渡犯罪」というのは、こういう犯罪を犯した者だから引き渡してくれと言つてきつた具体的な犯罪を言つておるわけでありませぬ。お尋ねの場合にお使いいただきます。引渡犯罪というものは、引き渡しの得る犯罪という御趣旨だろと思ひます。その御趣旨に沿つてお答えしたいと思ひますが、条約がおります場合には、条約で罪名を列挙するという行き方と、それから法定刑でもって下のはうを切つて捨てる形で規定するのと同じでございます。その条約に基づかない場合には、国内法で適当にそれぞれの考えで規定するわけでございますが、多くの立法例を見ますと、お手元にも差し上げさせていただきます「立法例集」にございまして、法律上引き渡しの得る犯罪の罪名を列挙する行き方と、それから引き渡しの得る犯罪に科せられるべき刑の下限を切つて制限をするという行き方と二通りございまして、比較的古い時代につくられました立法例は罪名を列挙するといふ行き方と、比較的古い時代の新しい立法は後者のすなわち法定刑

の下限で切るといふ定め方をしておる場合が多いわけでございますが、なお、そのほかにも、引き渡しの得る犯罪の中でも、今度は引き渡しの得ない場合として、政治犯罪でございまして、自国民とか、いろいろなものを列挙しておるわけでございます。

○稲葉誠一君 日米犯罪人引渡条約では、第二条で十五項目ですか、ずっと列挙してあるんじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) さようでございます。十四項目でございます。それから追加条約で若干補正されておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この引渡法を改正されてくると、改正法の第二条の三号、四号との間で食い違つてくるのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 現在、日米犯罪人引渡条約に列挙されております犯罪で、わが国の法令によって長期三年未満の刑にしか当たらないものはございませぬ。米國におきましても同様でございます。

○稲葉誠一君 現在はないとしても、これがあなたの言われたように特別法が出てくる、あるいは刑法も改正になる、こういうふうになつてくれば、逃亡犯罪人引渡法の第二条の三号あるいは四号というものは自主的に内容が拡充してくるわけですね。ふえていくわけでしょう。そうすると、日米犯罪人引渡条約との範囲が食い違つてくる、そういうことが考えられるのじゃないですか。

○説明員(伊藤栄樹君) その心配はないわけでございます。二条のいわゆる柱のほうに、第三号、第四号等につきましまして、引渡条約に異なる定めが

七

あればそちらが優先するということがうたつてございますので、たとえば日米引渡条約に非常に軽い法定刑の上限が二年というふうなものがかりに入りますと、自動的にその部分は広がっていくということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 引渡条約に別段の定めがあれば、もちろんそちらが優先するわけですが、そうすると、引渡条約がある場合と、それからないところでこの改正法でいくところでは、その犯罪の内容が食い違うこともあり得るわけですね。

○政府委員(竹内壽平君) さようでございます。食い違う場合があり得ると思えます。

○稲葉誠一君 それは国によって食い違うというのは、それはそれだけの理由があるかもしれないけれども、やはりこれはある程度万国共通のような形をとったほうがいいということになれば、日米犯罪人引渡条約もこの改正案に近づけるような形で規定のしかたを変えていく必要があるのではないですか。そのほうがいいのではないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 理論的には食い違う場合があるのでございますが、仰せのように、国際正義を表現する、協力すると、こういう趣旨からいたしますと、ばらばらになるということとは適当でございませぬ。先ほど伊藤参事官が申しましたように、日米間の犯罪人引渡条約によりまして、ただいま二条に規定しておりますような、以下の、それよりも軽い罪は引渡条約にも入っておりませぬし、したがって、これで歩調が合っておるわけござ

います。将来アメリカ以外の国と引渡条約を結ぶとか、あるいは多國間の引渡条約を結ぶというふうな場合には、やはり三号、四号の一定の基準の犯罪以下のものが引渡条約の中に入ってくるというところは、やはり条約を結ぶ際に慎重に考慮しなければならぬことだと思っております。

○後藤藤隆君 さつき稲葉委員からの質問があったのでありますけれども、憲法の九十八条の第二項で、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。この「国際法規」というのは、慣例法とかあるいは慣行とかそういうものまでも含むのですか、どうですか。

○政府委員(竹内壽平君) 国際法のことににつきましては、十分な知識を持っておられないのでございますけれども、私どもの理解しておりますところは、「確立された国際法規」と、こう書いてありまして、法規でございまして、これは成文法的になっておりますのは国際条約でございまして、成文法になっておりませぬ、法的評価を受ける程度に確立しておることが必要でございまして、そこで、国際慣行というのは一つの慣習でございまして、これは、国際慣習法というふうになるかどうかと、慣習法と認められるものにつきましては、憲法九十八条二項のいわゆる確立された国際法規と解していいと思ひます。慣習法にまで至らない慣行という程度でございまして、国際法規と見ると、どうかということにつきましては、疑念が存するわけでございます。先ほどさういふ意味でお答えを申し上げた

のでございますが、国際法の法源を探究してまいりますと、学者によりましては、非常にこの国際法の法規という範囲を広く見る方もありますし、狭く解する見方もあると思ひますので、国内法との関係において理解をいたします場合には、やはりそこは判断は慎重でなければならぬというふうに考えております。

○後藤藤隆君 それからやはり憲法の三十三條、あるいは三十四條にも関連を持つことであるが、そうして刑法の第二条とは全然関係はないのです。逃亡犯罪人が日本の国内に居住しておるといふようなときに引き渡しを求められたときに、実際に引き渡す方法ですね、それは、拘禁状を出して拘禁するんですか、どうするんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 実際に引き渡す手続はこの法律にずっと書いてあるわけでございますが、拘禁状を出します場合は、条約に基づいてやる場合と、それから相互主義の保証があつて引き渡すことに決定して引き渡ししようとする場合と、両方にこの拘禁状を使うわけでございますが、さらにこの法律によりまして仮拘禁状というものがございまして、この仮の拘禁状というのは、条約で引き渡しをする場合だけに限っております。その限りでは、できるだけ人権を尊重していいという考えに立っているわけでございます。すけれども、手続を見ますと、条約にありませぬ場合は、どういふ犯罪人の引き渡しの請求をしてくるかという点とは、もう条約そのものに規定してございまして、その点の疑いというものは、ない。問題は、その指定されておる人が当該人であるかどうかというこ

とがむしろ問題なのであります。ところが、条約に基づかないで請求をしてまいります場合には、その以前の問題として、引き渡すかどうかを検討する段階がございまして、そこで、そういう検討をしております段階に身柄を確保する必要があるのであるというふうになります。身柄を拘束するということになりますと、勢いその拘束期間というものは長くなるわけでございます。そういう点は適当でございませぬので、それをやめまして、いよいよ引き渡すことが相当だという判断をする段階になつてもし必要があるならば身柄を拘禁する。それは拘禁状によって拘禁する。しかし、それは必ずしも拘禁せねばならぬというのではなくて、身柄さえ確保される道があるならば、しつて拘禁する必要はございませぬので、その判断は検察官が責任を持って、さういふたてまえに法律はなっております。

○後藤藤隆君 それからこの条文の第二条の三号と四号の関係ですが、これは日本の法律で無期もしくは長期三年以上の懲役に当たらないけれども、請求国の法律でもって非常に——日本では罰してなくても、あるいはまた非常に軽いものでも、請求国の法律で非常にそれを重く処罰するような場合に、国情によって違うのですが、そういうふうなときには、請求国が必要があつて請求するのだから、引き渡すようなふうな、むしろ四号を抹消して、三号だけにしたほうが適当なんじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 御意見ごもっともな点もあつたのでございまして、やはりわが法権のもとにある——

日本人であるかと、外国人であるかと、いやしくもわが法権のもとにある人を外国の要求によってその外国に身柄を引き渡す、こういう場合でございまして、請求をする国において重い罪に当たる犯罪を犯しておるといふことはもちろん必要でございまして、これを日本の法律に照らしてみてもなおかつそれは相当重い罪であるという、両国の側からそれを見てなお重い罪であるという場合にのみ引き渡すということがやはりこれは人権を全うしていくことと、わが国の法権を持つておるといふ立場から考えまして、その辺に線を引いてまいりますが、妥当であるというふうな考えでおるわけでございます。この原則も、大體は各国でさういふ原則を貫いておると思ひますので、ことに第三号、四号は、条約に基づかないでやる場合の一つの基準を定めておるのでございまして、さうだとしますと、相互主義でございまして、日本では犯罪にならない、向こうでは重い罪になるのだというので、要求があれば引き渡すという場合に、今度はこちらからはいいという場合に、相互主義でございまして、こちらは犯罪にならないようなものを引き渡すというふうなことになるかと、今度はこちらのときに困るわけ、やるにしても、もつと困るわけ、お互いにそれそれこの国と両方の国の法律評価をいたしても大体同じ程度の罪であるというものでないといふのは相互主義にならないわけでございます。これはやはり三号と四号とは同じような文言が使つてございまして、向こうの国で見て重い罪であるとい

う一つの基準を定めたものとして、や





された。

一、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二四二四号)

一、青少年非行防止臨時措置法制定に関する請願(第二四四六号)  
一、不動産の所有権移転登記に関する事項の税務署に対する通知業務反対の請願(第二五一二号)

第二四二四号 昭和三十九年四月三十日受理  
暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市郷小野忍外二百九十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。

第二四四六号 昭和三十九年五月四日受理  
青少年非行防止臨時措置法制定に関する請願

請願者 静岡県沼津市内浦重寺中島鑄作外六十名

紹介議員 鈴木 万平君

青少年の非行防止のため左記事項を内容とする青少年非行防止臨時措置法を制定せられたいとの請願。

一、民生委員は、地区内青少年非行傾向顕著な者、精神病者、粗暴特殊変質者等を所轄警察署に内報できるようにすること。  
二、青少年の法令違反者には厳正、適切な刑罰を科すること。  
三、更生に資する医学的処置を強制できるようにすること。

第二五一二号 昭和三十九年五月七日受理  
不動産の所有権移転登記に関する事項の税務署に対する通知業務反対の請願(四通)

請願者 福岡市大橋桜荘一三六坂梨良宏外百九十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

本来法務局の業務でない不動産の所有権移転登記に関する事項を、法務局から税務署に通知する業務に反対であるから、左記の措置をとられたいとの請願。

一、民事当局は税通業務を即時中止すること。  
二、税通に関する民事局長通達を撤回させること。  
三、徴税のための業務は国税庁自身が行なうこと。

理由

法務局職員は、悪環境悪条件のもとに膨大な仕事を日々処理している。経済取引の活発化と不動産の商品化に伴い、昭和二十六年から同三十七年までの事務量の増加は五・二四倍、人員増は一・一六倍、従つて職員一人あたりの負担量は、四・五二倍となつている。職員の健康状態も悪く、人事院の調査によつても疾病率は上位を示している。以上のような状況下で、本来の業務でない「税通」を、官庁間の協力という事で強制されているので、職員の大多数はますますたたらきの労働過重となつている。

第二十一号中正誤

へ段 行 誤 正

四 二 一八 禁止又は 禁こ又は  
六 四 終わり 台湾とい 台湾とい  
三 一 元 うが、い うか、